

特別支援教育における教職員の専門性の考え方の整理

国立特別支援教育総合研究所

教員には、すべての教員に求められる基盤となる専門性があり、それに加えて個々が担当する職種・役割ごとの専門性がある。そしてそれらが組織や地域の中で有機的に働いて、望ましい教育が実現される。

ここではまず、本報告書第Ⅱ章「情報収集及び概念整理」にて収集した情報や、インクルーシブ教育システムの構築に向けて必要となる研修要素等を基に、学校関係者に求められる専門性について整理した。具体的には、

- (1) 管理職
- (2) 特別支援教育コーディネーター
- (3) 特別支援学校や特別支援学級、通級による指導で障害のある子どもを担当する教員、
- (4) 通常の学級担任
- (5) 特別支援教育支援員

について、その職種・役割から考えられる専門性について整理した。

そしてそこから「すべての教員に求められる基盤となる専門性（資質・能力）とは何か」について検討した。

本章では、これらの専門性の検討結果について報告する。

<参考>

中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（2012）より、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進に係る専門性の在り方について説明している箇所を以下に抜粋する。

- インクルーシブ教育システム構築のため、すべての教員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められる。特に発達障害に関する一定の知識・技能は、発達障害の可能性のある児童生徒の多くが通常の学級に在籍していることから必須である。
- すべての教員が多岐にわたる専門性を身に付けることは困難なことから、必要に応じて、外部人材の活用も行い、学校全体としての専門性を確保していくことが必要である。
- 学校全体としての専門性を確保していく上で、校長等の管理職のリーダーシップは欠かせない。また、各学校を支援する、教育委員会の指導主事等の役割も大きい。
- （特別支援学校教員について）特に現職教員については、免許法認定講習の受講促進等の取組を進めるとともに、その後も研修を通じた専門性の向上を図ることが必要である。
- 特別支援学級や通級による指導の担当教員は、担当教員としての専門性を早急に担保するとともに、その後も研修を通じた専門性の向上を図ることが必要である。

以下、職種・役割ごとの専門性についてまとめたもの。

通常の学級担任に求められる専門性

通常の学級は、障害のある子どもを含む多様な教育的ニーズのある子どもで構成されている。障害のあるなしにとどまらず一人一人の教育的なニーズに応じた教育を行うとともに、子どもが一人一人の違いを尊重し相互に理解し合いながら学ぶことを通して、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となる資質を培う場の一つとして位置付けることができる。

インクルーシブ教育システムの構築のために通常の学級の教員には、障害を含む多様な教育的ニーズのある子どもを理解し、教育環境を整備し、学級づくり、授業づくり、生徒指導などに取組むことが必要である。

そのためには、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導を担当する教員と連携しつつ、特別支援教育の知見と教育的資源を活用していくことが必要であろう。

以下に、通常の学級の教員の専門性に関連する通知・報告・資料等の概要を整理した。

1. 特別支援教育の推進について（通知）（2007）

この通知では、「特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。」とし、「特別支援教育の推進のためには、教員の特別支援教育に関する専門性の向上が不可欠である。」としている。

2. 特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議審議経過報告（2010）

この報告では、小・中学校の特別支援教育の現状と課題について、校内体

制整備に言及し、「発達障害を含む障害のある児童生徒に対して適切な教育を行うため、各小・中学校等において特別支援教育に関する校内委員会の設置、実態把握の実施、特別支援教育コーディネーターの指名、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成・活用、巡回相談や専門家チームの活用、特別支援教育に関する教員研修の実施等の校内体制の整備が必要である。」と述べている。また「障害のある児童生徒一人一人に対する支援の「質」を一層充実するためには、校長のリーダーシップの下、校内委員会の実質的機能発揮のための全校的体制の構築、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成・活用、教員配置の検討や教員の専門性の向上などに取り組むことが必要である。」とし、校内体制整備とともに教員の専門性と個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成・活用の必要性について提言している。さらに、「保護者からの相談への対応や早期からの連携」について、「各学校及び全ての教員は、保護者からの障害に関する相談などに真摯に対応し、その意見や事情を十分に聴いた上で、当該幼児児童生徒への対応を行うこと。」と述べている。

3. 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）（2012）

この報告では、改正された障害者基本法（2011）の趣旨を受けて、「障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に学ぶことができるように配慮する観点から、交流及び共同学習を一層推進していくことが重要である。」とし、「特別支援学校と幼・小・中・高等学校等との間で行われる交流及び共同学習については、双方の学校における教育課程に位置付けたり、年間指導計画を作成したりするなど交流及び共同学習の更なる計画的・組織的な推進が必要である。」としている。これらに関連して、「インクルーシブ教育システム構築のためには、特に、小・中学校における教育内容・方法を改善していく必要がある。教育内容の改善としては、障害者理解を進めるための交流

及び共同学習の充実を図っていくことや通常の学級で学ぶ障害のある児童生徒一人一人に応じた指導・評価の在り方について検討する必要がある。また、教育方法の改善としては、障害のある児童生徒も障害のない児童生徒も、さらには、障害があることが周囲から認識されていないものの学習上又は生活上の困難のある児童生徒にも、効果的な指導の在り方を検討していく必要がある。」としている。

さらに、インクルーシブ教育システム構築のための教員の専門性の確保について、すべての教員が身に付けるべき基礎的な知識・技能として「すべての教員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められる。特に発達障害に関する一定の知識・技能は、発達障害の可能性のある児童生徒の多くが通常の学級に在籍していることから必須である。これについては、教員養成段階で身に付けることが適当であるが、現職教員については、研修の受講等により基礎的な知識・技能の向上を図る必要がある。」としている。また、「合理的配慮」については、特別支援教育に関わる教員の専門性として位置付けていくことが必要である。まず、これを特別支援教育に関わる教員が正しく認識して取り組むとともに、すべての教員が認識することが重要である。」としている。

これらの通知や報告は、インクルーシブ教育システム構築のための小・中学校における特別支援教育の充実を求めるものとして整理できる。また、特別支援教育を担当する教員に留まらず通常の学級の教員を含めたすべて教員に求められる専門性として整理できる。そこで、通常の学級の教員の基本的な資質・能力として、これまでの教育に必要とされた事項に加え、インクルーシブ教育システムの構築のために必要とされる資質・能力を含め専門性として整理することとした。

4. 通常の学級の教員に求められる資質・能力の考え方

ここでは、インクルーシブ教育システム構築のための通常の学級の教員に求められる資質・能力を「管理職の資質・能力」、「特別支援教育コーディネーターや通級指導教室・特別支援学級担当の資質・能力」、「通常の学級の教員としての基本的な資質・能力」の中に位置付けて、学校の組織・機能の中で整理することとした。(図1)

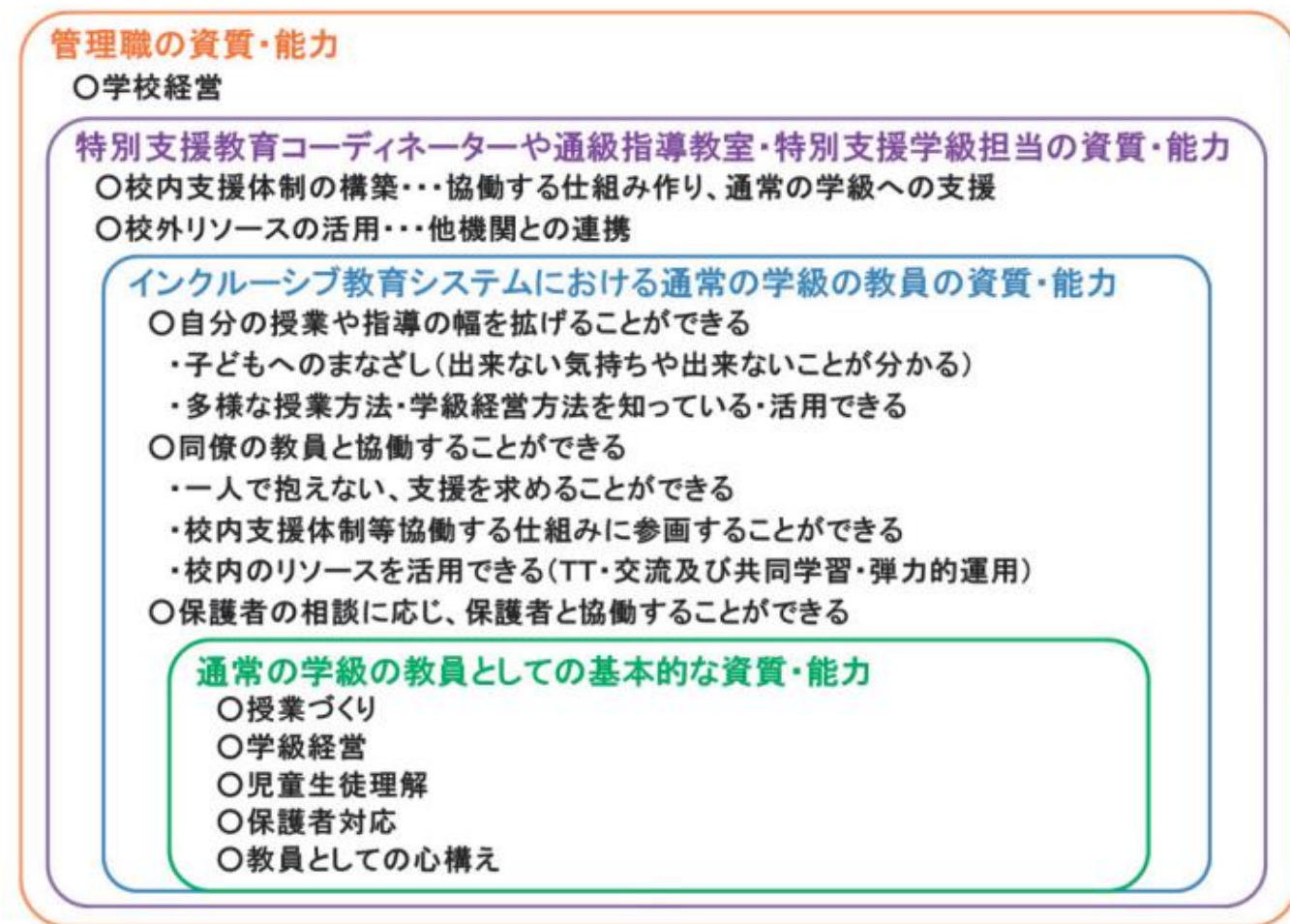


図1 通常の学級の教員に求められる資質・能力の考え方

「インクルーシブ教育システムにおける通常の学級の教員の資質・能力」は、これまでの「通常の学級の教員としての基本的な資質・能力」に加え、校内体制などの組織や校内リソースの活用など連携・協働をするための力や、障害のある子どもを含む多様な子どもが在籍している学級での学級づくりや授業づくりなどが求められると考えられる。

5. 通常の学級の教員としての基本的な資質・能力

通常の学級の教員としての基本的な資質・能力について検討し、以下の5つのカテゴリとキーワードに整理した。(表1)

表1 通常の学級の教員としての基本的な資質・能力

カテゴリ	キーワード
授業づくり	学習指導の工夫, 子どもを中心とした授業づくり, 指導形態の工夫, 教材研究・教具の活用, 授業研究・学習指導案, 学習評価, 学習環境, 学習規律
学級経営	仲間づくり・集団づくり, 自主的・自律的な学級づくり 生徒指導上の課題, 子どもとの関係づくり
児童生徒理解	一人一人の特性の理解, 効果的なほめ方・叱り方 自尊感情・自己肯定感, カウンセリングマインド
保護者との対応	日常のかかわり, 保護者会, 個人面談, 授業参観, 家庭訪問
教師としての心構え	教育公務員の法規・通知, 教育課程・学習指導要領, 人間関係の構築, 校務分掌と事務処理, 安全管理・危機管理, 人権意識

6. 通常の学級における教員の役割や教育活動

5. で整理した「通常の学級の教員としての基本的な資質・能力」を基礎として、インクルーシブ教育システム構築のために、通常の学級の教員にどのような役割や教育活動を加える必要があるのかを検討した。

① 通級による指導を受けている子どもに対する役割

通常の学級には、通級による指導を受けている子どもがいる。

通常の学級の教員には、こうした子どもたちの通常の学級における学習や生活について支援することが求められる。また、通級による指導の担当教員と密接な連携を行うことによって、それぞれの指導の場における子どもの状況を共有したり、必要な支援について共通理解したりすることが必要とされる。また、通常の学級の子どもたちに対しては、通級による指導や通級指導教室について適切に説明することも必要となる。

② 交流及び共同学習における役割

障害者基本法の趣旨を受けて、小学校学習指導要領や中学校学習指導要領

(2008)には、「学校がその目的を達成するために－中略－障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること」が記述されている。交流及び共同学習は、今後とも、インクルーシブ教育システムの構築のために、一層推進していくことが求められ、通常の学級の教員は、関係する教員との連携の下、交流及び共同学習の教育内容・方法を改善していく必要がある。

③ 領域・教科において障害理解を促進する役割

通常の学級では、領域・教科、総合的な学習の時間での学習などを通して、障害理解を深めていくことが必要である。

例えば、国語の教科書では、障害や障害のある人を題材とした教材を掲載しているものがある。また、これらの教材に関連させて総合的な学習の時間で障害理解を主題とする授業を行う例もある。

東京都教職員研修センター(2008)では、「通常の学級における障害者理解のための学習に関する指導の在り方」の研究を行い「障害者理解のための学習に関する教員研修資料集」

を公表している。また、通常の学級において障害理解を促す授業については、久保山(2009)、桑田(2009)の研究など様々な取組が行われている。

④ どの子どもにも分かりやすい授業や過ごしやすい学級づくり

障害のある子どもを含む多様な教育的ニーズのある子どもが学ぶ通常の学級では、一人一人の個別的な教育的ニーズに応じた教育を行うとともに、こうした子どもたちを含む学級のすべての子どもたちにとって分かりやすく学びやすい授業づくりや学級づくりが必要である。

国立特別支援教育総合研究所(2010)は「学級サポートプラン」を作成し、通常の学級において分かりやすい授業づくりを提案している。また、涌井(2011)は、子どもたちの学力、社会性、仲間関係の改善や向上に効果がある

と指摘されている「協同学習 (cooperative learning)」による授業づくりや集団づくり、一人一人の学び方の違いに対応し、誰もが学びやすく、分かりやすいというユニバーサルデザインな授業を提案している。

【文献】上條晴夫 (監修)・青山新吾 (編著) (2007). 特別支援教育 学級担任のための教育技術. 学事出版. 久保山茂樹 (2009). 友だちをわかろうとすること、自分を知ろうとすること—交流及び共同学習や障害理解授業で子どもたちが学ぶもの—. 平成 18~20 年度科学研究費補助金基盤研究 (C) 成果報告書. 桑田省吾 (2009). みんながともに暮らす学校の中で—「障害理解の授業」の試み— 友だちをわかろうとすること、自分を知ろうとすること—交流及び共同学習や障害理解授業で子どもたちが学ぶもの—. 平成 18~20 年度科学研究費補助金基盤研究 (C) 成果報告書 (研究代表者: 久保山茂樹). 国立特別支援教育総合研究所 (2010). 重点推進研究「小・中学校等における発達障害のある子どもへの教科教育等の支援に関する研究」研究成果報告書. 国立特別支援教育総合研究所 (2012). 重点推進研究「発達障害のある子どもへの学校教育における支援の在り方に関する実際研究 幼児教育から後期中等教育への支援の連続性」研究成果報告書. 小林正幸・大熊雅士 (2007). 大学では学べない教師学 現役教師が活用する仕事術. ぎょうせい. レイチェル・ジャネイ・マーサ・E・スネル (2011). 子どものソーシャルスキルとピアサポート—教師のためのインクルージョン・ガイドブック (高野久美子・涌井恵監訳). 金剛出版. 東京都教職員研修センター教育開発課 (2008). 障害者理解のための学習に関する教員研修資料集. 高橋あつ子 (2007). 一から始める特別支援教育 「校内研修」ハンドブック. 明治図書. 奈須正裕 (2006). 教師という仕事と授業技術. ぎょうせい. ネットワーク編集部 (2011a). 授業づくりネットワーク No.1 活動中心の授業をつくる・ワークショップ×協同学習. 学事出版. ネットワーク編集部 (2011b). 授業づくりネットワーク No.2 ファシリテーションで授業を元気にする. 学事出版. ネットワーク編集部 (2011c). 授業づくりネットワーク No.3 アクティビティで授業は上達する!. 学事出版. ネットワーク編集部 (2011d). 授業づくりネットワーク No.4 協同学習で授業を変える!. 学事出版. 横浜市教育委員会 (2010). 子どもの社会的スキル横浜プログラム個から育てる集団づくり 51. 学研教育みらい. 涌井恵 (2011・2012). 発達障害のある子どもも共に学び育つ通常の学級での授業・集団づくり~協同学習 (学び合い) の実践から~. 国立特別支援教育総合研究所メールマガジン, 53~58.